

【添付書類】

- 領収書(原本)
- 医師の同意書(原本)（必ず保険医の診察のうえで交付を受けてください）
 - ・初療は同意書（原本）を必ず添付してください。
 - ・6ヶ月を超えて引き続き受療する場合は必ず再度、保険医の診察のうえ同意書の交付を受けて原本を添付してください。
- 同意のない施術は、健康保険の対象となりません。
- 施術報告書交付料を申請する場合は、その報告書の（写）を添付してください。

【注意事項】

慢性病であって医師による適当な治療手段のないものが対象です。

本人からの施術希望、医療機関での療養中の傷病等は支給対象になりません。